第一条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項第十一号の二に掲げる食品にあっては、次の各号に掲げる事項を店舗の見やすい箇所に表示しなければならない。

一　一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

二　子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

附　則

この府令は、平成二十三年十月一日から施行する。

省　令

○総務省令第百三十一号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第三号及び第二十九条の四第一項の規定並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第一号ロ（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日

総務大臣　川端　達夫

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第五条第十項若しくは第十六項」を「第五条第十一項若しくは第十七項」に改める。

（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第二条　特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第五条第十項若しくは第十六項」を「第五条第十一項若しくは第十七項」に改める。

（複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第三条　複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第五条第十項若しくは第十六項」を「第五条第十一項若しくは第十七項」に改める。

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第四条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号リ中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十六項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○財務省令第六十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十七条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日

財務大臣　安住　淳

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三大船渡の項中「西磐井郡　東磐井郡」を「西磐井郡」に改める。

別表第九一関の項中「東磐井郡」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第八号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日

会計検査院長　重松　博之

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」の下に「、原子力損害賠償支援機構」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第五局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄の規定は、原子力損害賠償支援機構の成立の日から適用する。

告　示

○総務省告示第四百二十号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十八条の十六第二号（同令第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）等の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日

総務大臣　川端　達夫

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件

（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を次のように改正する。

第三十二条第五号リ中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改める。

（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の一部改正）

第二条　危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成十八年総務省告示第五百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百二十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に第27部として次のように加える。

第27部　追補(23)

内用薬	規格単位	薬価
（ア）		円
トライコア錠53.3mg	53.3mg 1錠	33.40
トライコア錠80mg	80mg 1錠	43.60
（ワ）		
リピディル錠53.3mg	53.3mg 1錠	33.40
リピディル錠80mg	80mg 1錠	43.60